

令和4年5月24日

入札参加資格を有する事業者のみなさまへ

南国市財政課長

最低制限価格の見直しについて

南国市が発注する建設工事の入札における最低制限価格の設定について、次のとおり改正しますのでお知らせします。なお、改正は、令和4年6月1日以降に、公告又は指名通知を行う工事から適用いたします。

○最低制限価格の設定範囲の変更

改正前：予定価格の3分の2から10分の9の範囲で設定

改正後：予定価格の3分の2から10分の9.2の範囲で設定

○最低制限価格の算定方法の見直し

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（令和4年3月4日最終改正）」の改正を受け、本市においても、最低制限価格の算定方法の見直しを行います。